

核燃料物質の使用の規制に関する ご意見に対する回答

令和6年3月4日

原子力規制庁 原子力規制部
研究炉等審査部門 使用担当

アンケートについて・・・

令和3年10月13日第37回原子力規制委員会及び12月15日第52回原子力規制委員会にて、委員より、核燃料物質を使用している事業者（以下「使用者」という。）は事業者数が多く、使用の形態も様々であるため、積極的に情報交換を行うべきとの意見がありました。

核燃料物質の使用の現場において、日常的に困っている点、現在の規制のルールで分かりづらい点や改善点等を把握し、核燃料物質の使用に関する規制をより良い運用にするため、アンケートを実施しました。

- 実施期間：令和4年4月28日～5月20日
- 実施方法：メール
- 質問数：5問
- 回答数：100件（全201事業所のうち、100事業所から回答あり）

アンケートで回答がありました使用者からの意見については、令和4年7月4日「核燃料物質の使用の規制に係る使用者への説明会」で概要を紹介するとともに、当該意見に対して、原子力規制庁における現状の取り組み状況等を紹介しました。

⇒今回、使用者からの意見に対して、一問一答形式にて、原子力規制庁研究炉等審査部門における回答をとりまとめましたので、今後の核燃料物質の使用に係る許認可手続等において、参考にしてください。

アンケートでの質問（その1）・・・

Q1 :

核燃料物質の使用に関するルール（関係法令や使用に関する規則類に規定されている事項、申請や審査の運用等も含みます。）について、変更した方が良いと考える点、分かりづらい点、不便だと感じる点がありますか？あるとすれば、どこにありますか？

※参考：使用に関する規則類（規則・告示・内規・ガイド）については、下記のとおり、原子力規制庁のホームページに掲載されています。

URL : https://www.nsr.go.jp/law_kijyun/law/shiyou_kisoku.html

⇒ Q1に対する利用者からの意見、当該意見に対する原子力規制庁研究炉等審査部門からの回答は、7ページ～9ページ参照

アンケートでの質問（その2）・・・

Q2：

申請書や届出を作成する際に、記載要領や記載例で分かりにくい点や改善点がありますか？また、記載要領や記載例以外でこういったものがあると、分かりやすいですか？

⇒ Q2に対する利用者からの意見、当該意見に対する原子力規制庁研究炉等審査部門からの回答は、10ページ～12ページ参照。

アンケートでの質問（その3）・・・

Q3：

令和2年4月1日より、品質管理に必要な体制の整備が求められるようになりましたが、これまでに申請書の添付書類の申請漏れが生じております。品質管理に関する申請書の記載内容や添付書類について、改善点やご要望がありましたら、ご記入ください。

※参考：令和3年度第75回原子力規制委員会 資料4（3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備）は、下記のとおり、原子力規制庁のホームページに掲載されています。

URL：<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000720.html>

⇒ Q3に対する使用者からの意見、当該意見に対する原子力規制庁研究炉等審査部門からの回答は、13ページ～14ページ参照。

アンケートでの質問（その4）・・・

Q4：

申請書の記載内容や添付書類について、審査に必要なく、省略できると考えるものがありましたら、ご記入ください。

⇒ Q4に対する利用者からの意見、当該意見に対する原子力規制庁研究炉等審査部門からの回答は、15ページ～16ページ参照。

アンケートでの質問（その5）・・・

Q5：

その他、規制当局に対するご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

⇒ Q5に対する利用者からの意見、当該意見に対する原子力規制庁研究炉等審査部門からの回答は、17ページ～20ページ参照。

核燃料物質の使用に関するルール(関係法令や使用に関する規則類に規定されている事項、申請や審査の運用等も含みます)について、変更した方が良いと考える点、分かりづらい点、不便だと感じる点はありませんか? 有るとすれば、どこにありますか?

Q1

※参考: 使用に関する規則類(規則・告示・内規・ガイド)については、下記のとおり、原子力規制庁のホームページに掲載されています。
URL: https://www.nsr.go.jp/law_kijyun/law/shiyou_kisoku.html

No.	利用者からの意見	研究炉等審査部門からの回答
1	<p>① 使用規則のガイドライン、使用許可申請の解説を整備していただきたい。</p> <p>② 使用許可及び使用許可変更が必要な事項の具体例と解説を提示していただきたい。</p> <p>③ 管理区域から発生する廃棄物について、核燃料に汚染されていない廃棄物として取り扱えるのは記録上も汚染の可能性がないものと言うあいまいな表現でなく、管理区域からの持出基準とするとか、廃棄物処分業者がトラックでの持込に使用するゲートモニターで検出しないレベルなど、一般産業と共通の指標にできないでしょうか。</p>	<p>① 解釈※1の別記4において、申請書様式及び注釈を規定していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※2のとおりです。また、申請で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。</p> <p>② 令第41条該当施設※3の申請書と審査書はホームページに掲載していますので、どのような変更内容のときに申請が必要で、当該申請に対しどのように審査しているのか、参考にしてください。ホームページのURLは※4のとおりです。</p> <p>③ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いについては、NISA文書※5を参考にしてください。</p> <p>※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※2: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html ※3: 令第41条該当施設: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設 ※4: https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/nuclear_facilities/shiyou.html ※5: 原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)</p>
2	<p>使用変更許可申請書に参考資料として添付している設備・機器の解体・撤去の安全性に係る資料については、法令上の位置付けが不明確であるため、添付が必要な旨を核燃料物質の使用等に関する規則等で明確にして頂きたい。</p>	<p>核燃料物質の使用を継続する上で、一部の施設や設備を廃止又は解体・撤去する場合の申請については、指摘のとおり、法令上の位置付けが明確ではないため、制度改正も含め検討を進めています。</p> <p>それまでに、上記内容を含む申請をされる場合において、申請書に添付すべき資料が不明でしたら、申請前に行政相談の面談にて相談ください。</p>
3	<p>① 使用施設の廃止措置は炉施設と違って事業所単位となっていますが、炉と同じ様に施設単位で廃止措置出来る様をお願いしたいです。</p> <p>② 炉と使用の2重規制の施設(RIを含めると3重規制の施設)の廃止措置ではそれぞれ規制の観点が違うかと思いますが、通常の使用単独の施設と違うので、2重規制(3重規制)の施設は段階的に許可の範囲を狭めていき、最終的に炉施設として廃止措置に移ることになると考えます。このため、移行の際の対応を速やかに出来る様にお願いしたいです。</p> <p>③ 廃止措置をしなければならない老朽化した施設は、炉の様に廃止措置の中である程度自由度を持って性能維持の範囲で補修等を実施出来ますが、使用は変更許可の範囲なので通常の恒久的な健全な施設として対応しなければならないという矛盾が発生しています。廃止措置を行う使用施設であると手を挙げたところは、性能維持の範囲で補修ができる様に改善願いたいと思います。</p> <p>④ 廃止措置の施設では施設そのものが廃棄物となります。それなのに現状では(保管)廃棄施設の場所を許可書に決めてそこに置かなければなりません。核燃料物質以外の物の(保管)廃棄場所については設置出来る範囲をもっと融通出来る様にならないでしょうか?</p> <p>⑤ 放射線管理等報告書の期限について、期限の延長を考慮していただきたいと思います。特に、下期の報告で施設が多い事業所だと長期休暇が重なるため提出が期限間近になってしまいます。</p>	<p>① 現状は意見のとおりですが、一部施設の廃止について、施設単位で廃止措置ができる制度を検討しています。</p> <p>② 意見にある「移行の際の対応を速やかに出来る様に」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。</p> <p>③ 一部施設の廃止について、廃止するときは許可から外れることとなります。そのため、廃止・解体撤去に係る許可を受け、申請書の記載から外れた施設については、自由に補修できるものと認識しています。補修等で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。</p> <p>④ 融通はできません。核燃料物質で汚染されたものの廃棄場所については許可の申請が必要です。なお、廃止措置で出てくる廃棄物の全てが核燃料物質で汚染された物とはならず、管理区域外の施設は産業廃棄物の扱いであり、管理区域内でも放射性廃棄物でない廃棄物(NR)となったものは、廃棄施設に廃棄する必要はありません。また、核燃料物質で汚染されたものでもクリアランスを受けた廃棄物は、法的に核燃料物質によって汚染されたものではないものとなり、廃棄施設に廃棄する必要はありません。</p> <p>⑤ 担当は核燃料施設等監視部門になりますので、核燃料施設等監視部門からの回答は次のとおりです。同報告書の報告期限は核燃料物質の使用等に関する規則第7条で前年度分について、翌年度の開始後45日以内に原子力規制委員会に提出を求めているのもので、他の定例報告と比べて特に短く設定されているものではなく、実績としても概ね同報告期限で報告を受領していますので、同規則遵守に努めてください。なお、特別に遅延の理由がある場合には核燃料施設等監視部門に連絡をお願いします。</p>
4	<p>ユーザー側の古くから根強い意見として、</p> <p>① 化学分離・分析等で使用する1MBq以下程度の数量について、もう少し簡便な許可申請や取扱を望む。</p> <p>② 下限数量以下のRIの管理区域外使用と同様程度の管理・取扱ができないか。</p>	<p>① 意見にある「化学分離・分析等で使用する1MBq以下程度の数量について、もう少し簡便な許可申請や取扱」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換や行政相談にて、相談ください。</p> <p>② 原子炉等規制法※1に基づく運用では、許可を出している数量に対し、例えば小分けして300gのうち1gを取り出して、非密封を容器に入れて許可の範囲外で使用することは認められていません。</p> <p>※1: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p>
5	<p>「廃棄物管理状況報告書」別紙様式1の3(第7条第2項関係)の様式が変更となっていました。最新版がいつから変更になったのかがわかるように登録日などを入れて、HPにアップされるとわかりやすくしてほしいものと考えます</p>	<p>担当は核燃料施設等監視部門になりますので、核燃料施設等監視部門からの回答は次のとおりです。同報告の様式については、核燃料物質の使用等に関する規則の様式を規定しており、当該規則の改正により令和元年度分から適用しています。令和4年度分の同報告でも旧様式のため再提出となった事例は数例ありましたが、同規則遵守をお願いします。なお、同規則改正は事前に核燃料施設等監視部門が主催する説明会で周知等を行っております。</p>
6	<p>定期的で開催される法令改正の説明会等 WEB で参加しておりますが、配布資料を事前にホームページに公開していただけると予習ができ、説明会時に理解が深まると思います。</p>	<p>意見交換会等での説明資料について、とりまとめた段階で、なるべく早く、ホームページに掲載するようになります。</p>
7	<p>改正した日付が、ホームページ上のリストからは分からない(ファイルを開かないとわからない)ので、リンク先の表示(アンカーテキスト)の後ろに改正日を表示して欲しい。 例: 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示【PDF: 356KB】「令和二年三月十八日」</p>	<p>原子力規制庁のホームページ全体に係ることですので、広報室等の担当課室と調整し、対応を検討します。</p>
8	<p>提出しなければならない書類などがよくわからないことがありますので、「簡便な手引き解説」があるとよいと思います。この法令に基づいて、この書式の届け出が必要などの初歩的なものがあると担当者の異動があっても対応がしやすくなるように思います。</p>	<p>審査で必要となる資料が確認できるような申請者確認用チェックリストを作成する予定です。チェックリストが作成できたら、ホームページの手続の欄※1に掲載します。また、チェックリストにいたるフロー図(どのような場合に申請又は届出が必要か確認できるもの)のようなものの作成を検討します。</p> <p>※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html</p>

9	<p>今更ですが、専門的でやや婉曲な名称が散見されるように思います。「国際規制物資」や、「政令41条非該当核燃料物質使用者」などは、直感的な理解には結びつきづらいようです。</p>	<p>理解しやすいようなイメージ図、放射性同位元素(RI)や国際規制物資と比較できるものを、核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載するようにします。</p> <p>※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html</p>
10	<p>使用に関する規則・告示・内規・ガイドのトップページにおいて、改正日(更新日)が記載されていると分かり易いのではないのでしょうか。現状は、PDFを開いてからでないと分からないため。</p>	<p>原子力規制庁のホームページ全体に係ることですので、広報室等の担当課室と調整し、対応を検討します。</p>
11	<p>核燃は汚染検査(スマアや GM 等)で検出限界以下であっても汚染なしとみなされず廃棄できないことが不便である</p>	<p>放射性廃棄物でない廃棄物(NR)については、核燃料物質の使用に係る許可、保安規定認可、廃止措置計画認可の申請において、NRの取り入れは可能ですので、申請で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。また、クリアランスについては、クリアランス申請の認可が必要です。</p>
12	<p>RI等規制法では事業所に放射線取扱主任者がいて、試験勉強(テキストもある)の際にきちんと法令を学んだ人がいるために、法的に対応するべき事項もかなり理解できています。対して、炉規法については原子炉等の大型施設以外には資格者を必要とせず、勉強するための良いテキストも出ていない(炉規法の膨大な法令条文ただ読んで勉強しなければならないのでは、41条非該当施設にとっては、関係のない部分が多すぎて要点がまるで見えない)。)、RI等規制法ではよく行われている主任者定期講習や法令安全講習のようなものもほとんど開催されないの、そもそも今問われているルールをきちんと把握できているか自体が怪しい状況である。</p>	<p>使用に関する規則・告示・内規・ガイドはホームページに掲載していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※1のとおりです。</p> <p>※1: https://www.nra.go.jp/law_kijyun/law/shiyou_kisoku.html</p>
13	<p>労働安全衛生法の電離放射線防止規則のウラン・トリウムの3.7MBqは、それぞれ、原子炉等規制法の300gと900gを超える量だと認識しているが、天然ウラン300gは、ウラン238、ウラン234とウラン235を足し合わせた場合、3.7MBqを超えるのではないかと考えられる。保安教育などでどのような説明をすればよいのかご教示いただきたい。また、各種届出等において放射線防護企画課保障措置室と共有されているか不明の部分もあるので、説明があるとわかりやすい</p>	<p>核燃料物質の使用の規制対象となる条件は、天然及び劣化ウラン及びその化合物で300gを超える量、トリウム及びその化合物で900gを超える量、濃縮ウラン・プルトニウムは量に関わらず規制対象となっています。なお、保障措置室とは必要に応じて情報共有を図っておりますが、各種届出等の全てを共有しているわけではありません。</p>
14	<p>臨界防止に関する各基準規則の解釈の記述が統一されていない。</p> <p>・使用施設等の位置、構造及び設備基準に関する規則の解釈 第7条(核燃料物質の臨界防止) 1 第1項に規定する「核燃料物質が臨界に達する」とは、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は使用者の単一の誤操作を想定した場合に、核燃料物質が臨界に達することをいう。</p> <p>参考 ・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は…の単一の誤操作を想定した場合に…</p> <p>「又は」、「若しくは」、「又は」となっているが、単一の故障、単一の誤作動、単一の誤操作に着目するならば、加工施設と同じく、若しくは、若しくは、又はではないか。 最初が又はであること、機械の単一の故障 or 誤作動 か 器具の単一の故障 or 誤作動か 運転員(使用者)による単一の誤操作か というように読み取れ、機械と器具の違いにより対処を考慮することを重視しているように見えるが、以降の内容では特段の区別はされていない。表記により対処が変わるわけではありませんが、統一したほうが良いと考えます。</p>	<p>「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」が正しいものと思われます。「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正時に適正化します。</p>
15	<p>当事業所においては、核燃料物質の使用が無く、保管のみをしている状況であるため、各種ルールが、保管に関し、どの範囲まで適用されるか判断が難しい。</p>	<p>核燃料物質の使用に係る審査は、研究炉等審査部門が担当しており、使用許可基準規則※1及び解釈※2に基づき確認をしております。核燃料物質の使用施設に係る原子力規制検査は、核燃料施設等監視部門が担当しており、使用規則※3に基づき、安全管理の状況や記録等の確認をしております。審査の観点での問合せは、研究炉等審査部門使用班に相談ください。施設管理等については、これまでに核燃料施設等監視部門が主催する説明会で紹介しており、原子力規制委員会のHP(https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/anken_inf/index.html)で閲覧可能ですので、そちらを閲覧ください。悩まれる場合には、行政相談でお問い合わせください。</p> <p>※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※3: 核燃料物質の使用等に関する規則</p>
16	<p>【変更した方が良いと考える点】 ・変更したほうが良い点はありません。 【わかりづらい点】 ・法体系がわかりづらく、上記原子力規制庁のホームページに体系図を掲載していただけたと把握しやすいと思います。 【不便だと感じる点】 ・申請及び届出する前に、事前確認していただけているため、不便だと感じる点はありません。</p>	<p>前回の意見交換会(令和4年7月)※1で紹介した法体系図(ピラミッド図)について、使用に関する規則・告示・内規・ガイドのホームページ※2に掲載します。</p> <p>※1: https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/ikenokan_other/20220428_03_00001.html ※2: https://www.nra.go.jp/law_kijyun/law/shiyou_kisoku.html</p>

17	核燃料物質を用いた研究・開発を行っている事業者では、核燃料物質を用いる設備の用途が時間の経過に伴い広がる可能性があります。申請時に核燃料物質の使用の方法などを詳細に記載すると研究・開発活動に支障が出る可能性があります。	審査においては、閉じ込めの機能、火災等による損傷の防止などの規則※1及び解釈※2への適合性を確認する必要があるため、適合性が確認できるような使用の方法等の記載が必要となります。 使用の方法等、核燃料物質の使用の許可の範囲を広げる場合には、新たな使用を開始する前に、核燃料物質の使用の変更許可申請が必要となりますので、不明な点があれば、行政相談の面談にて相談ください。 ※1:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
18	法律の改正で条項番号が変わっていることに気づきづらいです。使用数量で適用される法律が違い、報告の際、同じような名称の様式があつて混同します。	法律等の改正時は、意見交換会の場で、変更内容等を伝達します。不明な点があれば、行政相談の面談にて相談ください。
19	解釈やガイドについては、文字だけでなく図などでの説明を追加いただくと理解しやすいです。	事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にします。 ※1:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
20	通称 J 施設、K 施設という区分があると思いますが、HP 上ではこの言葉が見当たりません。J 施設/K 施設それぞれ必要な手続き・報告様式を HP 上で辿れるようにして欲しいです。	通称の J 施設、K 施設という区分は、大学での活動や学会でのコミュニティ等で用いられているものと理解しています。特に、原子炉等規制法※1で定めているものではありません。 ※1:核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
21	同じ法律に基づく申請・届出であっても提出窓口、審査部門が違うだけで委任状添付での届出可否や、届出者住所・郵便番号の記載方法等に異なる見解がみられることがわかりづらく、不便だと感じます。	それぞれの制度で様式を定めていますので、核燃料物質の使用に係る申請・届出の場合には、核燃料物質の使用に係る様式を参考にしてください。様式に係るホームページのURLは※1のとおりです。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
22	人事異動により核燃料物質の使用に関する知識を十分に持っていない者が担当になることから、法令を拝見しても専門用語等がわからず、また、定義もわかりづらいため、知識に明るくない者でもわかるようなコンメンタールや三段対照表等を提供いただけないか。	使用に関する規則・告示・内規・ガイドはホームページに掲載していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※1のとおりです。また、令第41条該当施設※2の審査資料はホームページに掲載していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※3のとおりです。 ※1: https://www.nra.go.jp/law/kijyun/law/shiyou.kisoku.html ※2: 令第41条該当施設:核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設 ※3: https://www2.nra.go.jp/disclosure/meeting/USE/index.html
23	核燃料物質の使用に関して、使用の許可を要しない核燃料物質の種類と数量が法令で定められています。プルトニウム等については、数量に関わらず使用の許可が必要となっています。昨今、規制法令にはIAEAの定める基準等が積極的に取り入れられていますが、プルトニウム(例えばPu-242等)についても、IAEAが定める免除レベル(RI規制法でいうところの下限数量以下)を取り入れ、規制の合理化などご検討できないでしょうか。	プルトニウムに規制免除値を導入して、規制対象のプルトニウム使用量を緩和する考えはありません。
24	いつもお世話になっております。これから当施設の本格運用にあたりまして色々ご相談させていただきたいと思っております。核燃料物質の使用に関するルールに関しましては、規則類を見ましても、研究レベルで使用する場合にはケースによりまして想定されていない、あるいはどう適用すべきかわかりにくい部分が出てくることと思います。ケースバイケースで、要望等が出てくることと思いますので、その際に、変更申請などでなくても相談できる窓口がありますとありがたいです。また、おそらく以前検討されていたことがあったかと思いますが、研究では1mgまたは顕微鏡でやっと見えるくらいのマイクログラム程度の化合物を取り扱ったりしますが、そのような極少量物質の取り扱いについても検討を進めていただければと思います。	不明な点があれば、行政相談の面談にて相談ください。 施行令※1第39条の規定に基づき、天然ウラン・劣化ウランは300g以下、トリウムは900g以下であれば、核燃料物質の使用の許可は必要ありません(保障措置室による国際規制物質の使用の許可は必要です)。意見にある「極少量物質の取り扱い」について、使用の許可の範囲である数量に対し、例えば、小分けして300gのうち1gを取り出し、非密封を外で取り扱うようなことを認めることになりませんので、そのような取扱いを認めることはできません。 ※1:核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
25	それぞれのケースに応じて適用される法令、告示、内規、ガイドが一覧表にまとめられていると便利だと思います。面談等で都度ご教授いただいておりますが、あらかじめ適用されるルールを把握できていれば、届出などの処理をスムーズに進めることができると考えられます。	事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にします。 ※1:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
26	現在廃止措置を行っているが、全体の流れが分かりづらい。廃止措置などは申請毎に部門を変えるのではなく、最初に担当者を決めて管理しないと申請措置漏れなどが発生するのではないか。	・研究炉等審査部門の使用班にて、許認可に係る審査(核燃料物質の使用に係る許可(変更)申請、保安規定(変更)認可申請、廃止措置計画(変更)認可申請の審査)を対応しております。 ・廃止措置終了確認申請については、許認可に係る審査ではないため、担当部署は研究炉等審査部門の使用班ではなく、核燃料施設等監視部門が担当部署となります。

Q2 申請書や届出を作成する際に、記載要領や記載例で分かりにくい点や改善点はありますか？また、記載要領や記載例以外でこういったものがあると、分かりやすいですか？

No.	使用者からの意見	研究炉等審査部門からの回答
1	各種申請等の要否検討や類似案件等の有無等を確認するために、事前にHP上の「被規制者等との面談記録(原子力の規制)」で類似案件等の確認を行っていますが、事業者からの相談事項に対する見解等をまとめたガイドラインやQA集等があると、効率化を図ることも可能かと思っておりますので、ご検討いただけると幸いです。	事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にする他、使用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。なお、申請要否で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
2	ホームページのどこに記載要領や記載例が掲載されているかがわかりづらいと感じました。	解釈※1の別記4において、申請書様式及び注釈を規定していますので、参考してください。ホームページのURLは※2のとおりです。同URLに、届出の様式も掲載していますので、参考してください。また、記載例については、事例集を作成する予定です。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※2: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
3	設備の更新、新規導入に関し、どこまでを変更申請として出すべきかについて具体例を示して頂きたい(現状、事業者側の判断に委ねられている部分もありますがやはり具体例が欲しい。例えばフレキシブルな用途である天秤などは電気的な設備でもなく、耐震等も考慮しない機器などの扱い)	事例集を作成する予定です。なお、申請要否で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。
4	使用許可変更を行った際にフィードバックが発生する具体例と解説を提示していただきたい。	意見にある「使用許可変更を行った際にフィードバックが発生する」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。
5	補正申請、届出等における様式の整理をご考慮いただきたい。可能であればRI法に係る様式のようにしていただければと存じます。	解釈※1の別記4において、申請書様式及び注釈を規定していますので、参考してください。ホームページのURLは※2のとおりです。同URLに、届出の様式も掲載していますので、参考してください。また、補正申請の様式は、前回の意見交換会(令和4年7月)で紹介していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※3のとおりです。 なお、申請書様式は、核燃料物質の使用(変更)許可の基準適合性を審査で判断するために、必要な情報を記入するように定めており、原子炉等規制法※4とRI法※5では許可等に係る基準が異なるため、異なった様式を用いています。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※2: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html ※3: https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/ikenkokan_other/20220428_03_00001.html ※4: 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※5: 放射性同位元素等の規制に関する法律
6	核燃料物質の使用に関する届出等については各届出の記載例がホームページにアップされており分かりやすい。申請については申請内容が事業所ごとに異なるので難しいと思うが、使用変更許可申請する際、注釈だけでなく記載例や提出時に添付する書類1式や確認事項が把握でき、また少量の核燃料物質使用施設として参考とすべき資料があるとありがたい。	事例集を作成する予定です。なお、申請要否で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。
7	核燃料物質の使用許可(承認)申請と同様に、廃止措置計画認可申請書の申請様式をご用意、掲載頂けると、申請側としては助かりますのでご検討頂けますと幸いです。	廃止措置計画認可申請書の申請様式について、事例集で参照できる場合には事例集を作成することも含めて、検討します。
8	RI施設と核燃料施設の両方の共通項目においては書式の統一をしてほしい。	原子炉等規制法※1とRI法※2は法律が異なりますので、それぞれの法律に従って手続等を行ってください。核燃料物質の使用に係る申請・届出の場合には、核燃料物質の使用に係る様式を参考にしてください。様式に係るホームページのURLは※3のとおりです。 ※1: 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※2: 放射性同位元素等の規制に関する法律 ※3: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
9	変更許可申請にあたり事前のヒアリングは実施されていないと伺っていますが、何らかの形で事前確認いただけるような場を設けていただけたらと希望します。	申請前の事前審査は行っていません。なお、申請要否で悩まれる場合、申請手続を確認したい場合には、行政相談の面談にて相談ください。
10	届出様式のところに「記載例」を添付いただき、書類作成がより分かりやすくなったと思います。可能であれば、HPに様式の変更年月日(改訂日)が併記されていると誤って旧様式を使う可能性が少なくなると思います。	記載例については、事例集を作成する予定であり、事例集が作成できたら、申請書様式等が掲載されているホームページ※1に掲載するようにします。ホームページに掲載している様式については、変更年月日(改定日)を併記するようにします。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
11	使用変更承認申請書の記載要領や記載例というのは、どこかにあるのでしょうか。お教えいただければありがたい所です。	記載要領については、解釈※1の別記4において、申請書様式及び注釈を規定していますので、参考してください。ホームページのURLは※2のとおりです。また、記載例については、事例集を作成する予定です。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※2: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html

12	<p>使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の制定(平成25年11月27日)について、申請書に記入する際には、右側の欄(規則の解釈)の算用数字および漢数字に対応して記載するものと理解している。</p> <p>第23条(貯蔵施設)について、第1項第1号の規定に関する解釈の説明が無い(算用数字の付与がないため)、記入しづらい。今回の申請において、貯蔵施設の容量(第1項第1号)について詳しい説明を求められたが、今後も他の事業者に対しては同様な要求をするのであれば、第1項第1号の解釈についての記載と算用数字の付与を行ったほうが良いと思う。</p> <p>第24条(廃棄施設)について、第2項第1号と第2項第2号の解釈の説明がなく算用数字の付与もないため、記入しづらい。23条と同様にこの2つについても、解釈についての記載と算用数字の付与を行ったほうが良いと思う。</p>	<p>解釈※1については、規則※2の全ての条・項・号に対して定めているものではありません。意見にある箇所については、規則において要求事項が明確であるため、解釈では定めておりません。記載例については、事例集を作成する予定ですので、参考にしてください。</p> <p>※1:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※2:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p>
13	<p>各種申請時に必要な手続き例*を紹介する案内ページがホームページ上にあると好ましい。 *例えば、設工認申請前に行う行政相談の案内(出来ればイラスト付)</p>	<p>申請手続を確認したい場合には、行政相談の面談にて相談ください。申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できましたら、核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載するようにします。なお、同ホームページでは、申請様式や届出様式を掲載していますので、参考にしてください。</p> <p>※1 : https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html</p>
14	<p>専門用語や略語が多いと思います。簡単な解説があると大変助かります。</p>	<p>事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にする他、必要に応じて、専門用語や略語の説明を記載することを検討します。また、規則第1条の定義で、用語を説明している旨を、事例集の注釈等で紹介すること検討します。</p> <p>※1:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p>
15	<p>見本となる申請書・届出(添付書類含む)の閲覧ができるの良い</p>	<p>令第41条該当施設※1の申請書はホームページに掲載していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※2のとおりです。なお、新旧対照表の見本としては、「令和4年6月27日付けの国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に係る核燃料物質使用変更許可申請書」を参考にしてください。ホームページのURLは※3のとおりです。また、申請書の記載例として、事例集を作成する予定です。</p> <p>※1:令第41条該当施設:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設 ※2: https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/nuclear_facilities/shiyou.html ※3: https://www.nra.go.jp/data/000395909.pdf</p>
16	<p>その記載要領や記載例が、どこで入手できるのかすら、わからない。様々な機会に、情報を得るために原子力規制委員会のホームページを拝見するが、こちらが見たいと思う炉法規に関する情報になかなかとり着けず、例えば今問われている記載要領や記載例はどこに載っているものか、あるいは載っていないのか定かたではない。RI等規制法の場合、申請書作成用ガイドブックが大学等放射線施設協議会から出版されていて、非常に参考になる。</p>	<p>解釈※1の別記4において、申請書様式及び注釈を規定していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※2のとおりです。また、申請書の記載例として、事例集を作成する予定です。</p> <p>※1:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※2: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html</p>
17	<p>申請書様式を原子力規制委員会ホームページで確認した。変更承認申請をする際に、使用承認申請書様式で改めて書き直す必要があるのか不明である。以前の申請では、遮蔽計算等の基準の適合説明は変更箇所のみであった。今回の様式では、全施設の基準の適合説明が必要になるように思われる。別添、様式を用いた申請書の作成例や各種団体等の学会、核物質使用講習会などで申請書・届出の紹介があると様式が周知されると考える。</p>	<p>解釈※1の別記4において、申請書様式及び注釈を規定していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※2のとおりです。変更申請書や届出書の様式も同ホームページに掲載していますので、参考にしてください。変更申請では、「変更後の内容を反映した全文」で変更が生じた箇所の新旧対照表を求めています。なお、完本では、変更箇所のみならず、既許可を含んだ使用施設等の全体での設計方針の妥当性を確認していることから、新旧対照表だけでなく完本の提出を求めています。また、申請書の作成例については、事例集を作成する予定ですので、事例集が作成できましたら、参考にしてください。申請で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。</p> <p>※1:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※2: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html</p>
18	<p>2018年9月4日以来変更許可申請をしていません。当社はMoの遮蔽容器(劣化ウラン)で核燃の変更申請許可を受けていますので、今後遮蔽容器が変更の際は申請をします。記載例があるとわかりやすいと思います。</p>	<p>記載例については、事例集を作成する予定ですので、事例集が作成できましたら、参考にしてください。</p>
19	<p>申請書記載要領第10章の品質管理に必要な体制の整備に関する事項では、保安活動の計画、実施、評価及び改善に分けて記載することとなっているが記載例がなく、分かり辛いため、記載例を示して頂きたい。</p>	<p>記載例については、事例集を作成する予定です。なお、品質管理に係る記載例(令第41条非該当施設※1の場合)については、前回の意見交換会(令和4年7月)で紹介した資料3(27~28ページ)に記載していますので、参考にしてください。ホームページのURLは※2のとおりです。</p> <p>※1:令第41条該当施設:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用しない施設 ※2: https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/ikenkokan_other/20220428_03_00001.html</p>
20	<p>・記載要領の考え方や解説があるとわかりやすいと思います。 ・申請や届け出に関して、メールやweb上でのオンライン申請も検討頂きたい。</p>	<p>・事例集を作成する予定ですので、事例集が作成できましたら、参考にしてください。 ・令和5年8月より電子申請が可能となりました。電子申請を希望される場合には、申請前に、研究炉等審査部門の使用班に問い合わせ下さい。</p>
21	<p>問い合わせが多い事項に関する「Q&A集」や記載ミスや記載漏れ等の事例集があれば、よりわかりやすいと思います。</p>	<p>事例集を作成する予定です。事例集では、使用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。</p>
22	<p>各届出報告書ファイルには「解説」欄があり、「様式第4の注〇の例により記載すること。」と注1~注29まで羅列があるが記載例自体が見つからず、記載方法が判らないのが実情です。各報告書には、その報告書毎の記載例を添付して頂きたいと考えております。</p>	<p>事例集を作成する予定ですので、事例集が作成できましたら、参考にしてください。</p>

23	以下の資料のような法令の解釈の参考資料等、規制庁殿にて作成された文書をホームページ上でアクセスしやすく用途別にまとめていただけると助かります。 表題:法令要求事項の解説(周辺監視区域と管理区域の考え方、施設管理) 令和3年2月26日 原子力規制委員会 原子力規制庁 核燃料施設等監視部門	法令とは別に、原子力規制委員会での決定事項等は「核燃料物質の使用の申請等に関する審査業務の流れについて」に記載しておりますので、参考にしてください。ホームページのURLは※1のとおりです。 ※1 : https://www.nra.go.jp/activity/regulation/tekigousei/untent.html
24	①事業者が行おうとしている申請や届け出に必要な書類が判るような判断フロー図があれば良いと思います。 ②申請や届け出の頻度が低い非該当事業者向けに審査事項チェックリストのひな形があると判りやすいと思います。	審査で必要となる資料が確認できるような申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できましたら、ホームページの手続の欄※1に掲載します。また、申請者確認用チェックリストにいたるフロー図(どのような場合に申請又は届出が必要か確認できるもの)のようなものの作成を検討します。 ※1 : https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
25	部署の名称(組織)が良く変わって間違えやすい。 報告の年月日は西暦のほうが分かりやすいです。	研究炉等審査部門が担当する核燃料物質の使用の許可等に係る申請については、西暦で問題ありません。 不明な点があれば、行政相談の面談にて相談ください。
26	比較対象としてNGとなる記載例もあると分かりやすいです。 よくある質問と回答(FAQ)もあると疑問を解消しやすくなります。 また、どのような目的で必要になる書類なのかの補足説明があると、記載内容の判断材料になりありがたいです。	記載例については、事例集を作成する予定です。事例集では、使用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します また、申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。
27	自然災害への対応について、特に地震については、どの程度の規模を想定したらよいか分かりません。	事例集を作成する予定です。事例集が作成できたら、参考してください。
28	・現在は特にならない。 ・ただし、書類を作成し始めた時は各項目の意味が全く分らず、素人には手が出せない申請書であった。 ・核管理センター等が実施している、記載要領に関する講習で使用される手引きの資料が公開されているとわかりやすいと考えます。	事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にする他、使用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。なお、申請手続を確認したい場合には、行政相談の面談にて相談ください。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
29	届出手続きについては記載例がホームページに掲載されていますが、許可申請の手続きについても記載例を掲載していただきたい。使用者の使用形態に応じて記載内容が異なりますが、審査の視点も踏まえた記載例をいくつか、例示いただけますと申請手続きもスムーズになるかと考えます。	事例集を作成する予定です。事例集が作成できたら、参考してください。
30	申請や届出に関してよく質問される事項(FAQ)の他に、特殊なケースであっても、共通項があるようなものについて例示があるとありがたいです。	事例集を作成する予定です。事例集では、使用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。
31	保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出の記載例(注1)において、「使用者である〇〇*1は～」との記載がありますが、「*1」に対応する注釈の記載がありません。対応する注釈の記載が必要か、又は表形内の記載が対応するのであれば「*1」は不要と思います。 注1 : https://www.nsr.go.jp/data/000305763.pdf	意見にある届出について、現在は使用していません。今後、記載例を作成する際には、意見を踏まえるものとします。
32	・申請書の作成においてもう少し具体的な作成例(書くべき記載事項及びその注意点を提示して欲しい)。 ・申請書の様式もR1のようにすれば記載事項の漏れやどの事業者もほぼ一律の書き方をできるのではないかと思います。	事例集を作成する予定です。事例集が作成できたら、参考してください。
33	核燃料物質使用許可申請書の記入については当該部署の方に多大なご指導を頂きましたが、取扱いに専門性を有さない企業のものにとっては、法律、記載要領、記載例だけでは分かり難いため、事例に応じた記入例の充実を希望致します。記入事項チェックリストを用いた記入方式の導入、また文書方式ではなくチェックリストへの記入で代替できる方式であればわかりやすいのではないかと考えております。	事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にする他、使用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
34	他の事業所の事例を情報公開できる範囲で知ることができれば、記載事項の個々の内容についての理解が深まり申請書等の作成に役立つと思います。	事例集を作成する予定です。事例集が作成できたら、参考してください。令第41条該当施設※1の申請書はホームページに掲載していますので、参考してください。ホームページのURLは※2のとおりです。なお、新旧対照表の見本としては、「令和4年6月27日付けの国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に係る核燃料物質使用変更許可申請書」を参考にしてください。ホームページのURLは※3のとおりです。 ※1: 令第41条該当施設: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設 ※2: https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/nuclear_facilities/shiyou.html ※3: https://www.nra.go.jp/data/000395909.pdf

Q3 令和2年4月1日より、品質管理に必要な体制の整備が求められるようになりましたが、これまでに申請書の添付書類の申請漏れが生じております。品質管理に関する申請書の記載内容や添付書類について、改善点やご要望がありましたら、ご記入ください。

※参考：令和3年度第75回原子力規制委員会 資料4(3 条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備)は、下記のとおり、原子力規制庁のホームページに掲載されています。
URL: <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000720.html>

No.	使用者からの意見	研究炉等審査部門からの回答
1	品質管理に関する申請書の記載内容と添付書類への記載内容については、その内容等の記載例を示して頂けると助かります。	記載例については、事例集を作成する予定です。なお、品質管理に係る記載例(令第41条非該当施設※1の場合)については、前回の意見交換会(令和4年7月)※2で紹介した資料3(27～28ページ)に記載していますので、参考にしてください。 なお、令和5年6月28日付けでの「核燃料物質の使用等に関する規則」の一部改正により、令第41条非該当施設については、品質管理に関する説明書の添付が不要となっております。 ※1: 令第41条該当施設: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用しない施設 ※2: https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/ikenkokan_other/20220428_03_00001.html
2	品質に関わる規程は日々のPDCAで毎年、毎期変更する可能性もあり、都度の変更申請には適さないと考えられます。軽微な扱いや、届出、変更申請などの線引きを示して頂きたい。	申請の本文事項が変更となる場合には、変更申請をしてください。核燃料物質の使用許可では、原子炉等規制法※1第55条第2項の規定に基づき、代表者氏名や予定使用期間の変更等については届出事項となっておりますが、品質管理については届出事項とはなっておりません。 ※1: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
3	① 現在の申請は、変更点を申請するものに先祖返りしています。変更部分のみの申請ではなく、使用許可変更を含んだ完本を必ず提出するように指導していただきたい。申請時に完本の提出を要求せずに、立入検査時に完本の提示を要求されることは、品質管理上の問題を誘発させかねません。 ② 申請書類一式のチェックリストが規制庁のHPに申請様式とともに公開されていると、申請書作成時に抜けを防止できると思います。また、申請時にチェックリストも提出することになれば、申請側と受理側でお互いに申請漏れがないか確認できると思います。	①核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載している「核燃料物質使用変更許可申請書の様式」の「(注)」で記載しているとおり、変更後の全文を添付することを求めていますので、完本の提出をお願いします。また、変更が生じた箇所については、新旧対照表を添付することを求めています。 ②申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できましたら、核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載するようにします。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
4	①例えば、確定申告(電子申告)のように、使用(変更)申請をオンラインでもできるようにし、システム上、記載内容や添付の漏れがあると申請ができないようにすれば、書類の過不足に対する未然防止となり、規制側の手間が一つ省けるように思います。 ②記載要領等はわかりやすいと思いますが、記載例については、状況で変化していくこともありまますので、適宜見直しをしていただけたらとありがたいです。	①令和5年8月より電子申請が可能となりました。電子申請を希望される場合には、申請前に、研究炉等審査部門の使用班に問い合わせ下さい。 ②事例集を作成する予定です。事例集が作成できましたら、参考にしてください。
5	全体的にわかりづらい。ISO9001との包括的な統合は何を要求しているのか意図が理解できない。仕組み・構成についてはもう少し詳細な内容まで説明があるとよい。	品質マネジメントシステムは、保全活動に係るPDCAの取り組み、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みのことであり、ISO9001での要求事項である一貫した製品・サービスの提供、顧客満足の上とは異なるものです。 意見にある「ISO9001との包括的な統合」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。
6	原子力規制庁が事業者に対し今後開催される予定の説明会において、変更申請の記載要領や規制上周知が必要な事項等の周知内容のほかとしては、指定事業ごとのチェックリストがあると便利であろうかと予想します。くらいでしょうか。	記載例が参照できるような事例集、申請に必要な書類等が確認できるような申請者確認用チェックリストを作成する予定です。事例集及び申請者確認用チェックリストが作成できましたら、ホームページに掲載するようにします。
7	品質管理の要求事項に適合していることを示すための添付資料として、どのような内容をまとめておく必要があるのか、参考として具体的な事例をご提示いただけたらと有り難いです。	記載例については、事例集を作成する予定です。なお、品質管理に係る記載例(令第41条非該当施設※1の場合)については、前回の意見交換会(令和4年7月)※2で紹介した資料3(27～28ページ)に記載していますので、参考にしてください。 なお、令和5年6月28日付けでの「核燃料物質の使用等に関する規則」の一部改正により、令第41条非該当施設については、品質管理に関する説明書の添付が不要となっております。 ※1: 令第41条該当施設: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用しない施設 ※2: https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/ikenkokan_other/20220428_03_00001.html
8	申請書内の事項の記載は様式で確認した。添付書面に関する説明は、過去の説明会資料で確認したが作成例もあり、大変わかりやすい。説明会に出ていない事業所もいるのではないかと考えられるため、周知を工夫すれば変更申請の添付漏れは解消されると考える。	申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できましたら、核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載するようにします。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
9	この問題は、申請様式ページの電子データが令和3年6月まで旧様式であったこと、基準規則の解釈の新様式の形式がPDFだったことにより、利用する様式が旧版であることに気づかなかったことから生じたものと考えます。よって現状のようにファイル容量のみを掲示するスタイルではなく、変更日等も掲示することにより、様式が最新であることを判別できるようにしていただきたい。(Q5 関連記載あり)	核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載している様式については、変更年月日(改定日)を併記するようにします。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
10	申請書及び添付書類のチェックシートがあると漏れが起きにくいと思います。	申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できましたら、核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載するようにします。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
11	必要な申請書の様式と添付書類の一覧をまとめてホームページ等で公開していただけたら、添付書類の申請漏れは、減少していくものと思います。	申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できましたら、核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載するようにします。なお、同ホームページでは、申請様式や届出様式を掲載していますので、参考にしてください。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html

12	品質管理に必要な体制の整備について申請書に記載する方法(記載例等)を示していただくと幸いです。	記載例については、事例集を作成する予定です。なお、品質管理に係る記載例(令第41条非該当施設※1の場合)については、前回の意見交換会(令和4年7月)※2で紹介した資料3(27～28ページ)に記載していますので、参考にしてください。 ※1: 令第41条該当施設:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用しない施設 ※2: https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/ikenkokan_other/20220428_03_00001.html
13	申請時に必要な書類のチェックリストを作成して頂けると助かります。	申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できたら、核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載するようにします。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
14	申請書の様式上にも変更が必要になった添付書類等についての注意書きを追加していただくなど、変更点に気づくタイミングを増やす処置をしていただけるとありがたいです。	意見にある「申請書の様式上に添付書類の注意書きを追加する」ことはできませんが、添付書類の変更の際は、規則改正を伴うことから公開の原子力規制委員会で決定する他、意見交換会で周知するようにします。
15	申請書の内容については、良好事例などを教えていただけるとありがたいです。大学等の少人数の人員で管理を行なっている施設にとって、品質管理や品質マネジメントシステムの運用をすることは担当者の負担の増加となっております。事例研究など、効率的に行うアイデアなどの共有や、具体例などが情報共有できるとありがたいです。	事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にする他、使用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。なお、申請要否で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
16	個々の事例に対する必要な申請及び添付書類の一覧が欲しい。	申請に必要な書類等が確認できるよう、申請者確認用チェックリストを作成する予定です。申請者確認用チェックリストが作成できたら、核燃料物質使用許可申請等の手続きに係るホームページ※1に掲載するようにします。 ※1: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html
17	品質管理というと工業製品が規格通りに完成していることを保証するための手段として、生産工程、検査方法、検査記録などの運用管理の仕組みの維持・管理というイメージが先入観としてあります。核燃料物質等の管理についてPDCAを回して改善をすすめることが条文中で謳っていることだと思います。「品質管理」という文言を変えることによって、条文のPDCAを回すという概念を強くイメージすることができれば申請漏れを生じることを解消することができないでしょうか。	事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にする他、使用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

Q4 申請書の記載内容や添付書類について、審査に必要なく、省略できると考えるものがありましたら、ご記入ください。

No.	利用者からの意見	研究炉等審査部門からの回答
1	申請時に審査事項チェックリストを添付しておりますが、本リストの位置づけが不明確です。審査時に使用するものであれば位置づけを明確にして欲しい。	過去の審査では、説明資料の1つとして審査事項チェックリストの添付を求めていましたが、現在の審査においては、審査事項チェックリストの添付は必要ありません。
2	申請書のうち、記載変更の無い箇所であって、規則類の関連内容に変更(改正)の無い場合は、省略できるのではないかと思います。	変更申請では、「変更後の内容を反映した全文」(以下「完本」という。)&「変更が生じた箇所の新旧対照表」を求めています。完本においては、解釈※1の別記4の注釈で記載する「備考」のとおり、施設の状況に応じて、該当しない項目は「該当なし」と記載する。又は斜線を入れてください。「変更が生じた箇所の新旧対照表」においては、変更する部分を記載してください。 なお、完本では、変更箇所のみならず、既許可を含んだ使用施設等の全体での設計方針の妥当性を確認していることから、新旧対照表だけでなく完本の提出を求めています。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
3	原子炉施設と使用施設の対象範囲が重複又は網羅されている場合、次の手続を省略できるよう条文を設けていただきたい。 ①核燃料物質使用変更届(氏名、住所、代表者氏名、事業所名称) ②廃止措置計画(変更)認可申請書	原子炉施設と使用施設とで制度が異なるため、それぞれの制度での対応をお願いします。
4	RIまたは核燃料物質の共通項目において一方で作成された項目は省略可能にしていきたい。 新旧対照表は省略可能ではないでしょうか。	RIと核燃料物質とで制度が異なるため、それぞれの制度での対応をお願いします。 新旧対照表においては、変更する部分の記載を求めていますので、変更なしの部分は省略可能です。
5	①使用変更許可申請の場合、変更箇所以外については申請書に記載不要とさせていただきたい。 ②原子炉施設の設置許可にて確認済み(既許可)のもの(例: 自然災害による影響等)については申請書に「原子炉施設にて許可取得済」と記載するのみとして、詳細は記載不要とさせていただきたい。	①変更申請では、「変更後の内容を反映した全文」(以下「完本」という。)&「変更が生じた箇所の新旧対照表」を求めています。完本においては、解釈※1の別記4の注釈で記載する「備考」のとおり、施設の状況に応じて、該当しない項目は「該当なし」と記載する。又は斜線を入れてください。「変更が生じた箇所の新旧対照表」においては、変更する部分を記載してください。 なお、完本では、変更箇所のみならず、既許可を含んだ使用施設等の全体での設計方針の妥当性を確認していることから、新旧対照表だけでなく完本の提出を求めています。 ②原子炉施設と使用施設とで制度が異なるため、それぞれの制度での対応をお願いします。 ※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
6	令和2年4月1日から求められることとなりました品質管理に必要な体制の整備につきまして、令第41条非該当施設に対してはPDCAのうちCAのみを求めるとのご説明をいただきましたかと存じます。(品質基準規則第54条だけが適用を受ける所以。) この旨、経過措置としての許可届出の記載例をご準備いただきましたが、許可申請書と変更許可申請書につきましては該当施設の記載例ですので、令第41条非該当施設用の記載例を別途ご準備いただけますと、PDを省略できると思われます。(なお、弊社の令第41条非該当施設に関し当面の申請予定はなく、別途準備を要望するものではありません。)	記載例については、事例集を作成する予定です。なお、品質管理に係る記載例(令第41条非該当施設※1の場合)については、前回の意見交換会(令和4年7月)※2で紹介した資料3(27~28ページ)に記載していますので、参考にしてください。 ※1: 令第41条該当施設: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用しない施設 ※2: https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/ikenokan_other/20220428_03_00001.html
7	保管のみの施設などで変更がない年度が続く場合ですが、〇〇年度～□□年度まで変更なし等の記載の書類で省略ができますと幸いです。	意見にある書類について、具体的に何を指しているか定かではありませんので、意見交換会や行政相談にて、相談ください。保障措置室や核燃料施設等監視部門が所管する制度に係る書類であれば、担当は保障措置室や核燃料施設等監視部門になりますので、それぞれの部門に行政相談お問い合わせください。
8	申請書に記載や資料の内容については異存ございませんが、申請届出手続きについて、電子ファイルによる申請・届出が可能となるような環境整備をしていただけると、申請作業の効率化、迅速化ができるかと考えております。	令和5年8月より電子申請が可能となりました。電子申請を希望される場合には、申請前に、研究炉等審査部門の使用班にお問い合わせ下さい。
9	政令 41 条非該当施設では、スカイサインの評価は不要と考えられる。	意見にある「令第41条非該当施設※1ではスカイサインの評価は不要」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。 なお、スカイサインの評価以外で基準適合性を説明する際には、他の評価の妥当性を確認することになります。 ※1: 令第41条該当施設: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用しない施設
10	安全管理組織(特に人名)については、職員が常に入れ替わり、また組織の体制も変更の機会はそれなりの頻度であるため、すぐに古い情報になるので、申請書への記載はあまり意味が無いように思われる。別途、変更の都度、届出で提出するような形のほうが実効的な気がする。	申請書本文について、代表者氏名としての個人名は必要ですが、組織体制においては、役職・職務で確認していることから、個人名の記載は不要です。
11	当事業所が変更承認申請をした際に確認できると考える。現時点では、近年変更承認(許可)申請を行った事業所のみがよくお分かりだと思う。 RI規制の軽微な変更のような届出ですむ、変更があってもよいと考える。	核燃料物質の使用許可においては、原子炉等規制法※1第55条第2項の規定に基づき、代表者氏名や予定使用期間の変更等については届出事項となっております。 なお、変更申請の要否は、申請書での設計方針の定め方によりますので、行政相談の面談にて相談ください。 ※1: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
12	5. 予定使用期間及び年間予定使用量に関して、注12で「終期を設定していない場合は、「廃止措置を終了するまでの期間」と記載すること。」とあるが、規制—利用者間のコミュニケーションをとるとのことで、使用予定期間を3年程度に変更し、3年ごとに届出を行うこととしたが、当該アンケートのようなものを毎年実施していただくことにより意思の疎通が図られるので、期間変更の届出を省略できるのではないかと考えます。	解釈※1の別記4の注釈では、「予定使用期間」を「廃止措置が終了するまで」と規定されていますが、使用者との定期的な連絡の運用として、「予定使用期間」を3年毎とすることを推奨しています。意見交換会等により許可取得者と連絡がとれることを確認する実績を一定程度積んだ後に、3年毎の見直しを検討します。
13	申請や届け出に関して、メールやweb上でのオンライン申請も検討頂きたい。	令和5年8月より電子申請が可能となりました。電子申請を希望される場合には、申請前に、研究炉等審査部門の使用班にお問い合わせ下さい。

14	<p>変更許可申請の場合は添付資料が数十ページに及ぶこととなります。申請者より「審査に必要ない」との根拠を出す事は難しいのが実情です。添付に必要な資料の簡易な記載例を提示いただくと、申請書添付資料の削減(省略)が図れるのではないかと考えております。ご検討頂けると幸いです。</p>	<p>令第41条該当施設※1の申請書はホームページに掲載していますので、参考にして下さい。ホームページのURLは※2のとおりです。なお、新旧対照表の見本としては、「令和4年6月27日付けの国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に係る核燃料物質使用変更許可申請書」を参考にして下さい。ホームページのURLは※3のとおりです。また、申請書の記載例として、事例集を作成する予定です。</p> <p>※1：令第41条該当施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設 ※2：https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/nuclear_facilities/shiyouu.html ※3：https://www.nra.go.jp/data/000395909.pdf</p>
15	<p>①事業所が洪水や地崩れの可能性がないエリアに設置されていることを示すためにハザードマップを参照していますが、添付資料としてハザードマップ自体を申請書に入れる必要はないと思われず。 ②既製品の試験設備について、安全性を示すために構造や素材など細かい点まで申請書に記載する必要はないと思われず。</p>	<p>①基準適合性を判断するため、ハザードマップを用いて確認しておりますので、添付をお願いします。 ②基準適合性を科学的に判断できる情報は申請書に記載する必要があります。申請書に記載するレベルは、個々の申請内容にもよりますので、行政相談の面談にて相談ください。</p>
16	<p>変更申請時の書類について、新旧対照表の作成にはかなりの時間を要する場合がありますため、RI 変更申請と同様の形式(変更前の内容を残しつつ、変更後の内容を当該箇所に併記する)も可としてほしい。</p>	<p>変更申請では、「変更後の内容を反映した全文」(以下「完本」という。)&「変更が生じた箇所の新旧対照表」を求めています。完本においては、解釈※1の別記4の注釈で記載する「備考」のとおり、施設の状況に応じて、該当しない項目は「該当なし」と記載する、又は斜線を入れてください。「変更が生じた箇所の新旧対照表」においては、変更する部分を記載してください。なお、完本では、変更箇所のみならず、既許可を含んだ使用施設等の全体での設計方針の妥当性を確認していることから、新旧対照表だけでなく完本の提出を求めています。</p> <p>※1：使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p>

Q5 その他、規制当局に対するご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

No.	利用者からの意見	研究炉等審査部門からの回答
1	申請の準備段階で不明な点を確認できるように申請前の面談(相談)は今後も実施していただきたい。	申請で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。
2	<p>①炉規法とRI規制に関する法の一本化を検討頂きたい。RI、核燃を使用する事業所では一時管理区域の設定などどちらに合わせて対応すべきなど苦慮しているところがあります。</p> <p>②廃棄物の扱いに関し、核燃とRIで区別できないものもあり(廃棄系のフィルタなど)両方の法律が満足できるよう対応はしているが、廃棄物の扱いについても一本化を検討頂きたい。</p> <p>③研廃の最終処分に関し、使用施設に要求される処分基準の明確化をお願いしたい。(今から廃棄物の準備を進めたいため)</p> <p>④変更申請に係り、添付書類の有無、表記などについて審査担当により異なる部分もあり、極力統一された見解を基に審査頂けるようお願いしたい。</p>	<p>①原子炉等規制法※1とRI法※2では制度が異なるため、それぞれの制度での対応をお願いします。</p> <p>②③RIの廃棄物について、原子炉等規制法に基づく廃棄事業者に譲り渡す規定※3はありません。しかし、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構/バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。</p> <p>④研究炉等審査部門内、使用班内において共通認識を図っておりますが、担当により異なる部分があり対応に苦慮する場合には、行政相談の面談にて相談ください。</p> <p>※1:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※2:放射性同位元素等の規制に関する法律 ※3:RI法第33条の2</p>
3	<p>① 相談案件を何でも公開されると、相談ができなくなるため、公開範囲を見直していただきたい。</p> <p>② 審査に必要な添付書類に関しては、「変更なし」等を表題や目次等に明記することで、審査を省略していただけないでしょうか。</p>	<p>①令第41条該当施設※1については、行政相談の面談等の内容を公開することになっていきます。なお、商業機密等、公開できない情報については、マスキング処理を行うため、公開しません。</p> <p>②変更申請では、「変更後の内容を反映した全文」(以下「完本」という。)と「変更が生じた箇所の新旧対照表」を求めています。完本においては、解釈※2の別記4の注釈に記載する「備考」のとおり、施設状況に応じて、該当しない項目「該当なし」と記載する。又は斜線を入れてください。「変更が生じた箇所の新旧対照表」においては、変更する部分を記載してください。なお、完本では、変更箇所のみならず、既許可を含んだ使用施設等の全体での設計方針の妥当性を確認していることから、新旧対照表だけでなく完本の提出を求めています。</p> <p>※1:令第41条該当施設:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設 ※2:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p>
4	<p>①原子炉等規制法と消防法(危険物一般取扱所等)の両者に規制に係る場合、それらの整合が妥当であるかの判断が難しく、規制庁殿との行政相談での確認事項が煩雑となります。案件数が少ない場合、その都度判断することが通常の対応であることは理解しますが、法の解釈・解説が充実することで、行政相談の効率化や申請時の不整合等が改善されるものと考えます。</p> <p>②現状、核燃料物質の使用に係る許可事項に変更等がないことから、今後、許可事項に変更等が生じた場合の対応において、気付いた事があれば、その都度、相談させて頂きたいと考えています。</p> <p>③原子力規制検査の内容となり恐縮ですが、フリーアクセスにて現場をウォークダウンされる際は、管理区域への立入手続や説明者の手配が必要となりますので、可能であれば当日の通告でなく、前日までの通告にルール化していただくと助かります。</p>	<p>①火災の適合性に係る事例集を作成する予定です。事例集では、申請内容に応じて適用される規則※1や解釈※2の条文を明確にする他、利用者からのよくある質問に対する回答を留意事項として記載することを検討します。その上で、法令等の解釈・解説の充実に係る意見がある場合には、行政相談の面談にて相談ください。</p> <p>②気づき事項がありましたら、いつでも、行政相談の面談にて相談ください。</p> <p>③担当は核燃料施設等監視部門になりますので、核燃料施設等監視部門からの回答は次のとおりです。令第41条該当施設※3については、原子力規制検査については事前にメール等で使用者に当日の検査予定(記録及び現場の確認)をお知らせしています。令第41条該当施設※4については、フリーアクセスで現場をウォークダウンをする場合、原子力規制検査の「いつでも」「どこでも」「何にでも」の性質上、事前通告を行うべきものではありません。</p> <p>※1:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 ※2:使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※3:令第41条該当施設:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用しない施設 ※4:令第41条該当施設:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する施設</p>
5	<p>①使用施設は事業所単位で使用が許可されているが、これを施設単位で使用を許可することにすることで、使用施設での研究開発活動をより効率的、効果的に実施することができると考えます。</p> <p>②使用施設は事業所単位で使用が許可されているが、1事業所内で使用施設が独立している場合は、独立した使用施設ごとに廃止措置計画の認可手続を可能とすることで、廃止措置をより効率的、効果的に実施することができると考えます。原子力施設では原子炉の廃止措置となっているため、原子炉ごとの廃止措置が可能です。</p> <p>③政令41条に該当するかどうかで使用施設のグレード分けが行われているが、政令41条に該当する施設も取り扱う量等によりさらにグレード分けして基準等を定めていただけないか。</p>	<p>①使用する核燃料物質の種類や量に応じて、安全設計のグレードが異なり、かつ必要な申請手続も異なります。事業所単位から施設単位にすることで、核燃料物質を小分け使用し、安全設計のグレードが下がり、必要な手続が踏まれないことを防止するため、事業所単位での使用許可をお願いします。</p> <p>②施設毎の廃止措置計画の認可に係る法令等の改正は、今後検討します。</p> <p>③意見にある「政令41条に該当する施設も取り扱う量等によりさらにグレード分けして基準等を定める」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。</p>
6	<p>まずは、今回のアンケートにつきましては、このような機会を設けていただきありがとうございます。本学は政令第41条該当施設で、実情としてはごく少量の核燃料物質の保管のみを行っている施設です。核燃料物質の使用等に際しては厳密な管理が求められますが、学会などでの講演なども少なく、情報を得る場がないのが現状です。今後も講演会や連絡会・セミナーなども含めコミュニケーションを図る場を設けていただくと幸いです。</p>	<p>意見交換会を定期的に開催し、規制当局と被規制者が透明性を確保しつつコミュニケーションを図る場を設けていきます。</p>
7	<p>使用済み放射性廃棄物の処分を一刻も早く進めてほしい。何年も前から何も変わっていないことをどのように捉えているのか?</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構/バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。</p>

8	<p>①原子力委員会メールマガジンは廃止になったのでしょうか。残ってしましたら改正情報、ガイド制定の情報メールで情報提供頂くようにできないかご検討をお願いいたします。</p> <p>②事務連絡先を1名から2名にすることは可能でしょうか。</p> <p>③「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」が制定されましたが、将来廃止措置をする場合は土壌調査が必要になるということでしょうか。また、土壌調査の基準はいつ頃明確になるか、分かりましたら示して頂きますと幸いです。</p>	<p>①担当は原子力委員会になりますので、原子力委員会にお尋ねください。</p> <p>②事務連絡先を2名にすることは可能です。</p> <p>③意見にある「土壌調査の基準」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。</p>
9	<p>定期的に開催されている説明会が核燃料物質を取り扱う事業所にとって非常に有用であると思います。今後とも定期的に情報共有のための説明会を開催いただけますようお願い致します。</p>	<p>意見交換会を定期的に開催します。</p>
10	<p>以前、初めて当該業務を担当した際に、原子炉施設の使用許可に係るルール(基本的な部分から申請の作法に係る部分)を調べる上で大変苦労した覚えがあります。そこで、国土交通省主催の輸送講習会(基礎コース、核燃料輸送コース、R輸送コース)のような分野別の講習会があると、仕事を行う上で非常に有り難いと思いました。(別省庁の例で恐縮です。)</p>	<p>解釈※1の別記4において、申請書様式及び注釈を規定していますので、参考にして下さい。ホームページのURLは※2のとおりです。同URLに、届出の様式も掲載していますので、参考にして下さい。また、記載例については、事例集を作成する予定です。なお、申請書で悩まれる場合には、行政相談の面談にて相談ください。</p> <p>※1: 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 ※2: https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html</p>
11	<p>当施設はR施設と核燃料施設の両方を兼ねており、承認変更の際はRの承認変更申請と核燃料物質の承認変更申請の両方を提出しています。そのため、変更申請を行うにあたり余計に作成する労力・時間を消費してしまうため、上記回答に挙げましたが書式は統一して省略できる部分は省略できるように取り計らってもらえると幸いです。</p>	<p>原子炉等規制法※1とR法※2は法律が異なりますので、それぞれの法律に従って手続等を行ってください。</p> <p>※1: 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※2: 放射性同位元素等の規制に関する法律</p>
12	<p>クリアランス制度が国内へ導入された際に、プルトニウム-242が対象核種に含まれていないと理解しておりますが、今後対象に追加される予定はありますでしょうか。</p>	<p>クリアランスの審査を担当する研究炉等審査部門廃棄班に確認したところによれば、現時点では考慮されておらず、予定もないとのことです。</p> <p>※1: IAEAの安全基準GSR-partⅢで定める「Radiation Protection and Safety of Radiation Sources: International Basic Safety Standards」</p>
13	<p>3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備と対処方針の3. 再発防止策に、「審査官の理解に差があったこと」と有りますが、これは使用者側としては大変困る状況ですので、改善していただきたいと存じます。</p>	<p>審査に関する情報共有等による内部コミュニケーションを通して、審査官による齟齬をなくし、理解を深めるよう、引き続き努めていきます。</p>
14	<p>変更承認申請等においては、丁寧な対応を頂いており感謝申し上げます。大学等の研究機関で取り扱う核燃料物質の量は、商業利用の規模に比べて極めて少量であるので、使用施設(J施設)であるが、基準を緩和する措置を採っていただきたい。例えば、卓上型小型実験装置と大型の施設とを使用施設の設備として同等に扱うのではなく、使用量(収納量)に応じて審査内容を簡素化して頂きたい。</p>	<p>意見にある「使用量(収納量)に応じて審査内容を簡素化する等の基準を緩和する措置」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。</p>
15	<p>当施設では、比較的少量の核燃料物質を保管のみしております。使用していない核燃料物質につきまして回収が可能となりますが大変助かります。日本中にこのような施設が点在していると予想されますが、一括保管または廃棄が可能となりますと安全面、経済面からも大きなメリットがあると思います。大学のような教育機関においては、保管のために多くの経費がかかり、人的負担も大きくなっております。事故防止の他、経費削減、業務の簡素化、研究や教育の活性化にもつながると期待できますので、何卒ご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>原子力利用に関する基本的考え方※1を踏まえ、利用目的のない核燃料物質等の集約管理については、関係省庁で取り組むことになっており、具体的には、原子力委員会、文部科学省、原子力規制庁において、この問題に取り組んでいます。</p> <p>※1 http://www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/bunya22.htm</p>
16	<p>東日本大震災からの復興をはじめとする原子力行政を取り巻く現在の状況からはまだ難しいかと思いますが、将来的には、使用見込みの無い核燃料物質の引き取りをお願いしたいと思っております。</p>	<p>原子力利用に関する基本的考え方※1を踏まえ、利用目的のない核燃料物質等の集約管理については、関係省庁で取り組むことになっており、具体的には、原子力委員会、文部科学省、原子力規制庁において、この問題に取り組んでいます。</p> <p>※1 http://www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/bunya22.htm</p>
17	<p>原子力規制庁内での情報共有について、改善していただけたら良いかと思っております。以前、書類の提出先が違っており、返送いただいたのですが、同じ規制庁内で送付していただけたら、返送や再送の手間が省略できるのではないかと思います。また、情報についても規制庁内で共有できる環境があると、運営が効率的に進むのではないかとと思うので、御一考の程、どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>誤った提出先であるか、正しい提出先であるか判断できる場合においては、原子力規制庁内での書類の受け渡しは可能ですが、多くの場合、正しい提出先は、発信者のみが知り得る情報であるため、二重の誤りを防ぐ観点から、提出先が誤っている場合には、提出元に返送することを基本としています。なお、原子力規制庁内での情報共有は適宜行っています。</p>
18	<p>Q1 での内容を含めて原子炉等規制法と放射性同位元素等規制法との方針の齟齬を解消していただきたい</p>	<p>原子炉等規制法※1とR法※2は法律が異なりますので、それぞれの法律に従って手続等を行ってください。意見にある「方針の齟齬」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。</p> <p>※1: 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※2: 放射性同位元素等の規制に関する法律</p>
19	<p>弊社は廃棄物の管理のみですので早く廃止させたいのですが、廃棄物の受け入れ先がございません。何か良い方法とかがございましたらご指導願ひいたたく存じます。</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。</p>
20	<p>未使用の核燃料・核原料物質や研究施設等から発生する極低レベルの核燃料汚染物などの廃棄について検討されているようであれば、現在の状況を教えてください。</p>	<p>核燃料物質及び核原料物質については、原子力利用に関する基本的考え方※1を踏まえ、利用目的のない核燃料物質等の集約管理については、関係省庁で取り組むことになっており、具体的には、原子力委員会、文部科学省、原子力規制庁において、この問題に取り組んでいます。</p> <p>放射性廃棄物については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。</p> <p>※1 http://www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/bunya22.htm</p>

21	<p>原子力規制庁のホームページ上に旧版の掲示が残っており誤使用の可能性があるため、告示以下のファイルおよび容量の表記を更新願いたい。 https://www.nsr.go.jp/law_kijyun/law/003/index.html 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示【PDF 613KB】 …中身、容量ともに旧版 https://www.nsr.go.jp/Documents/kakunenguide.html 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示【PDF 574KB】 …中身は最新、容量記載は旧版 https://www.nsr.go.jp/law_kijyun/law/unpan_kisoku.html の 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示【PDF 356KB】 …中身、容量ともに最新版 このように、閲覧する場所により、版数が異なるものが見受けられるため、今一度、リンクファイル及び表記を確認いただきたい。</p>	<p>確認して適宜修正します。また、担当部署が異なる場合には、関係部署と調整します。</p>
22	<p>当事業所同様、核燃料物質の使用が無く、保管のみをしている事業所が一定数存在しているのであれば、そのような事業所向けの保管、保全に係る講習会を開催していただきたい。</p>	<p>担当は核燃料施設等監視部門になりますので、核燃料施設等監視部門からの回答は次のとおりです。施設管理については、これまでに核燃料施設等監視部門が主催する説明会で紹介しており、原子力規制委員会のHP(https://www.nra.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/anzen_inf/index.html)で閲覧可能ですので、そちらを閲覧ください。保管の関係で悩まれる場合には、行政相談でお問い合わせください。</p>
23	<p>各種申請・届出・報告書に関して、紙媒体による提出を廃止していただき、メール等電子版での運用を希望します。</p>	<p>令和5年8月より電子申請が可能となりました。電子申請を希望される場合には、申請前に、研究炉等審査部門の使用班に問い合わせ下さい。</p>
24	<p>微量のプルトニウムを保有しており、使用する予定がないので処分したいのですが、引き取ってくれるところがありません。JAEA等で引き取りができるような制度を希望します。</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。</p>
25	<p>弊工場は、核燃料物質を保管していますが、法改正等により処分できるように改善できればとよいと考えています。</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。</p>
26	<p>対象物質を永久保管するしかございません。安全性のためにも、国などが核原料・核燃料物質を一括で保管管理していただける制度の創設などにご尽力して頂けると幸いです。</p>	<p>原子力利用に関する基本的考え方※1を踏まえ、利用目的のない核燃料物質等の集約管理については、関係省庁で取り組むことになっており、具体的には、原子力委員会、文部科学省、原子力規制庁において、この問題に取り組んでいます。 ※1 http://www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/bunya22.htm</p>
27	<p>弊所は政令第41条非該当施設であり、規則等の改正、運用、品質管理等についての全ての情報を適切な時期に入手できているかという点で若干の不安を覚えます。今後とも、適切な間隔(半年程度)で、打合せ形式又はセミナー形式で最新の情報に触れる機会をいただきたい、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>意見交換会を定期的に開催します。悩まれる事項がありましたら、いつでも、行政相談の面談にて相談ください。</p>
28	<p>令第41条非該当使用施設等であって、廃棄できないため保管のみを行っている 利用者については、その管理(申請・届出等を含む)を緩和できないかご検討をいただけないでしょうか。また、廃棄方法について早期確立をお願いします。</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。</p>
29	<p>貯蔵のみで許可を取っていますが、IAEAの査察の時に、使用しないものは廃棄または譲渡、埋設しろと言われるが、埋設施設は当施設に設置可能か</p>	<p>事業所として埋設したいという希望があるようでしたら、原子炉等規制法※1に基づく第二種廃棄物埋設に係る許認可※2の取得をお願いします。 ※1: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※2: 事業の許可は、原子炉等規制法第51条の2</p>
30	<p>管理委託業者からネット等を用いて案内等、双方の意見を交わす場が必要と感じる。</p>	<p>意見交換会を定期的に開催します。悩まれる事項がありましたら、いつでも、行政相談の面談にて相談ください。</p>
31	<p>当方で静的保管中であるウラン等について、今後の使用予定がまったくないため、移管等の斡旋をしていただけないか。</p>	<p>原子力利用に関する基本的考え方※1を踏まえ、利用目的のない核燃料物質等の集約管理については、関係省庁で取り組むことになっており、具体的には、原子力委員会、文部科学省、原子力規制庁において、この問題に取り組んでいます。 ※1 http://www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/bunya22.htm</p>
32	<p>提出書類について相談すると、対応する部署が異なるため問合せ先では対処できないとなる場合があります。各種書類に関する相談窓口や書類の提出先を一本化できないでしょうか？受付窓口で受領し、内容によって貴所にて振り分けていただけると、我々は助かります。</p>	<p>制度によって担当部署が異なることから、相談窓口や書類の提出先の一本化はできません。ホームページ上で担当部署の確認をお願いします。</p>
33	<p>不要となった核燃料物質や国際規制物資を引き取って頂ける手段が今後確立されると大変有難いです。(アイトープ協会によるRI廃棄物の引取りのような手段。)</p>	<p>原子力利用に関する基本的考え方※1を踏まえ、利用目的のない核燃料物質等の集約管理については、関係省庁で取り組むことになっており、具体的には、原子力委員会、文部科学省、原子力規制庁において、この問題に取り組んでいます。 ※1 http://www.aec.go.jp/jicst/NC/sitemap/bunya22.htm</p>

34	<p>当事業所で管理する核燃料物質(劣化ウラン(U235 0.24%))について、今後の使用予定は全くありません。保管し続けることが業務になっていることから、当該状況を改善するため、早期の処分を望んでいるところです。今後の廃棄の予定について、ご教示願います。</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。</p>
35	<p>規制側と現場の利用者との間を繋ぐような対話の場があるとありがたいです。例えば、核燃に関しては学会の分科会や大学のワーキンググループなどが存在しますがそこを通して普段考えているような疑問点などをざっばんに話し合えるような談話会などは企画できないでしょうか。今後ともよろしく願っています。</p>	<p>意見交換会を定期的に開催し、規制当局と被規制者が透明性を確保しつつコミュニケーションを図る場を設けていきます。</p>
36	<p>①令41条非該当施設で、一時的(工事期間中)な措置など、事業者の裁量でできるようなルールがあるとありがたい。RI規制では変更の許可を要しない軽微な変更の届出があり、そのような対応も考えられる。一方、申請書の一部の項目に書いておけば実施できるなど、臨機応変の対応が可能ないようにしてほしい。 ②RI廃棄物、福島廃棄物、核燃廃棄物についての引取りや処分について法整備を行うとともに、すべての廃棄物を一括で処分可能な、国立の処理処分施設設置も視野に検討してほしい。 ③法令改正や規制動向など最新情報の共有や教育の場を是非作っていただきたい。</p>	<p>①意見にある「事業者の裁量でできるようなルール」について、意見内容の詳細が不明なため、意見交換会や行政相談にて、相談ください。 ②国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が一元的に処分することになっていますが、未だ、処分地及び廃棄体の受け入れ基準が決まっておらず、放射性廃棄物を受け入れられない状況です。また、処分地選定や廃棄体の受け入れ基準の策定の進捗については、「原子力機構バックエンド対策監視チーム」で監視しており、JAEAが処分地や当該基準を決め、JAEAが可能な限り早期に受け入れを開始するよう働きかけを行っています。 ③定期的な意見交換会にて周知していきます。</p>
37	<p>専門性を有さない企業にとって手続きに労力と費用を要するため、負担軽減をお願いしたいと考えております</p>	<p>申請に必要な書類等が確認できるような申請者確認用チェックリストの作成や、記載例が確認できるような事例集の作成を予定しています。</p>